

防災啓発・災害支援活動に関する連携協定

公益社団法人新潟県建築士会（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人日本防災士会・新潟県支部（以下、「乙」という。）は、発災前の防災・減災への啓発活動や発災後及び復旧・復興の支援活動を連携して推進するため、以下の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が互いの専門知識を共有化し組織的な連携のもと、県民および地域の防災力向上と互いの人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため以下の事項について連携する。

- （1）互いの専門知識を共有化するための講習会等の開催
- （2）専門知識を活用した県民への防災・減災に関する講演会等の開催
- （3）防災講演や学校防災教育などへの講師派遣
- （4）復旧・復興に関する講習会等の開催
- （5）災害時における災害支援などに関する情報共有と支援活動
- （6）その他目的達成のための事業

（連携事項の実施）

第3条 連携事項の実施にあたっては、個別に協議する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定を更新しない旨の申し出が無い場合は、さらに1年間更新するものとする。

（協議）

第5条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙で協議する。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

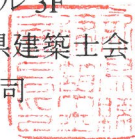
令和5年3月22日

甲) 新潟市中央区新光町15-2

新潟県公社総合ビル3F

公益社団法人 新潟県建築士会

会長 田中 隆司



乙) 新潟市中央区美咲町1丁目7番25号

エヌシーイー株式会社内 事務局

特定非営利活動法人日本防災士会・新潟県支部

支部長 西潟 清三

